

ビル衛生管理法に基づく検査項目及び頻度の一覧

分析項目	11項目	16項目	消毒副生成物12項目	28項目	井水7項目	検査頻度
(省略不可項目)						6ヶ月以内ごとに1回、定期的に検査する。
一般細菌	○	○		○		
大腸菌	○	○		○		
亜硝酸態窒素	○	○		○		
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○		○		
塩化物イオン	○	○		○		
有機物	○	○		○		
pH値	○	○		○		
味	○	○		○		
臭気	○	○		○		
色度	○	○		○		
濁度	○	○		○		
(省略可能5項目)						6ヶ月ごと以内に1回、定期的に検査する。 (水質結果が水質基準に適合した場合は次回に限り省略可能)
鉛及びその化合物		○		○		
亜鉛及びその化合物		○		○		
鉄及びその化合物		○		○		
銅及びその化合物		○		○		
蒸発残留物		○		○		
(消毒副生成物12項目)						毎年6月1日から9月30日までの間に1回、定期的に検査する。
シアン化物イオン及び塩化シアン			○	○		
クロロ酢酸			○	○		
クロロホルム			○	○		
ジクロロ酢酸			○	○		
ジブロモクロロメタン			○	○		
臭素酸			○	○		
総トリハロメタン			○	○		
トリクロロ酢酸			○	○		
ブロモジクロロメタン			○	○		
ブロモホルム			○	○		
ホルムアルデヒド			○	○		
塩素酸			○	○		
(井水7項目)						水源に地下水等を使用している場合のみ3年以内ごとに1回、定期的に検査する。
四塩化炭素					○	
ス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン					○	
ジクロロメタン					○	
テトラクロロエチレン					○	
トリクロロエチレン					○	
ベンゼン					○	
フェノール類					○	

※51項目(全項目)は建築物竣工後、給水設備の使用開始前に1回検査します。(水源に地下水等を使用している場合のみ)